

第 185 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年 7 月 8 日(月) 10:00～11:45
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価書案に関する審議 (第 5 回)
出席者 22 名	◇審査会委員：12 名 市川委員，太田委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，島委員，武田委員 藤川委員，藤原委員，楨村委員，増田委員，山下委員
	◇環境局職員：10 名 斉藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 岡部自然環境担当課長 他事務局 6 名
公開・ 非公開	非公開

○開会

【議 長】 ただいまから，第 185 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
本日は，(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る評価書案に関する審議を予定しています。
また，前回の審査会での議決に基づき，本日は非公開になっています。
それでは，事務局よろしく願いいたします。

【自然環境担当課長】 本日は，審査会答申書の取りまとめ審議を行いますので，決定にあたって過半数の委員にご出席をいただく必要がございます。委員数 19 名に対して現在 12 名の先生方にご出席いただいておりますので，定足数を満たしていることをご報告申し上げます。
それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 それでは，議事に入りたいと思います。
事務局より，答申書(案)の説明をお願いいたします。

《事務局より，(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価審査会答申書(案) I はじめに，II 意見を説明》

【議 長】 ただいまの説明に対して，ご質問，ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 II意見の1段落目の最後の「さらなる検討が必要である」について、この文だけではどういう検討が必要なのかが読み取れません。2段落目の最後にも「さらなる検討を行う必要がある」とありますが、それとは違うのでしょうか。

【自然環境担当課長】 1段落目の「さらなる検討」は、評価のあり方について指摘しています。一方、2段落目の「さらなる検討」は、それを踏まえて環境保全措置についてもさらなる検討を行う必要があるという意図で書かせていただいております。

個別的事項で記載していますが、例えば、事業者は粉じんの影響は小さいと評価していますが、予測結果は現状の値を大きく上回っていますので、もう少し対策を考える必要があるということを意図しています。

それ以外にも、動植物の移植方法をもう少し工夫する必要があることも含んでいます。

【委員】 1段落目の「予測結果の評価については」という主語に対して、「動植物の移植等に係る環境保全措置の不確実性を十分に考慮していない」とありますが、これは評価でなく評価に基づく代償措置だと思いますので、文章を一回切って主語を入れ直すなどしないと、日本語としておかしいような気がします。

例えば、「評価に基づく代償措置について、評価で明らかになった現地の重要な生物相の希少種を含む重要な生物相を保全することに対する配慮が十分になされていない点が非常に問題であり、可能な範囲で最善を尽くす努力が必要である」というような言葉を入れるべきではないでしょうか。

【環境保全部長】 事業者の評価として、移植は十分に現実的な手法であって、これを実践することによって代償措置がきちんと行われていると表現していることに対して、不確実性を十分に考慮しておらず評価が不十分ではないか、そのため環境保全措置についても、もう少し考える余地があるのではないかという流れにさせていただいております。

【委員】 代償措置も含めて評価されているということですね。

【環境保全部長】 そうです。評価書案を見ますと「事業者の実行可能な範囲でできる限り、回避、低減または、代償されていると評価する」というように、ほとんど定型的な文言になってしまっていますが本当にそれで大丈夫なのか、環境保全措置についてももう一度見直す必要があるのではないか、そういった意図で書かせていただいております。

【委員】 わかりました。そういう意図があることが共通認識として理解されるのであれば結構です。

【委員】 2段落目の「今後、実行可能な最善の環境保全措置」と、5ページの(3)に書かれている「事後調査計画書を作成する必要がある」の部分は、関連があるのでしょうか。

【環境保全部長】 3ページの「II意見」で申し上げているのは、これから評価書を作成する段階においても評価を再検討して、実施可能な環境保全措置を評価書に盛り込む

でいく必要があるということです。

その後、工事着手後に新たな検討要素が発生する可能性は当然ありますので、その際には適宜、環境保全措置を検討していく必要があるという時系列になっています。

【委員】 この事業は今後 20 年以上も続くことがはっきりと書かれていますが、20 年間の途中で事後調査をするのか、あるいは発電所の完成時点から一定期間の間に事後調査をするのでしょうか。

【環境保全部長】 事後調査には、工事中の事後調査と、施設の稼働が定常状態になった時点の影響を調べることを目的とした供用後の事後調査があります。

20 年間事後調査を実施して、その都度対策をとっていくことは現実的ではありませんので、供用後の数年間で事後調査を実施して、その結果をもって評価していく形になると思います。

【委員】 事業者に対して、事後調査期間の目途を指示されるのですか。

【環境保全部長】 事後調査の方針は評価書案の中で示されていますが、供用後 1 年後、2 年後、3 年後といった期間において事後調査を実施していただくことになると思います。今後、事業者が事後調査計画書を作成しますので、その段階で必要な指導を行います。

【委員】 最近の雨の降り方を見ていると、強い雨が長く続いたり、あるいは急に降ったりと、いろいろな降り方がありますので、できるだけ長い期間が経過した後には事後調査を実施されるほうがいいのではないかと思います。

【環境保全部長】 供用後の定常状態がいつなのかは、事業によっていろいろなケースがあるかと思えます。

【委員】 ここでは大規模な地形改変が行われるので、それによる影響を受けやすいという点を考慮する必要があると思います。

【環境保全部長】 CO₂ 排出量の算定にあたって、委員からパネルの破損の影響も把握すべきとのご指摘をいただいていますので、そういう意味では、少し長い期間事後調査をするべきなのかと思います。

【議長】 ほかにはよろしいですか。なければ引き続き次の説明をお願いいたします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書（案） II 意見 1 全般的事項 (1), (2) を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 (1) で書かれている「恩恵」について、「自然環境及び生活環境への恩恵」など、具体的に恩恵を指定する言葉を入れたほうがいいのではないかと思います。またタイトルには「生活環境」という文言がありますが、本文中に出てこないで、そういう意味でも「自然環境及び生活環境への」という言葉を入れたほ

うがいいと思います。

【委員】 「これら」は何を指しているのですか。

【自然環境担当課長】 豊かな自然などです。

【委員】 素直に読むと「森林伐採と地形改変による恩恵」と読めてしまいます。

【環境保全部長】 「これらにより」とするか、なくてもよいかもしれません。

【委員】 ないほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

【委員】 生活環境も間接的な影響を受けると思いますが、第1文の「大規模な森林伐採と地形改変を行おうとするものであり」で言いたいことは、自然環境の恩恵だと思しますので、あえて生活環境を含めなくてもいいのではないのでしょうか。

【委員】 生活環境が受ける恩恵が具体的に何かと問われると答えづらいです。主として自然環境への恩恵ではないのでしょうか。

【環境保全部長】 ただ、今ある森林が洪水などの災害を防いでいるという意味では、森林がなくなることによって生活環境も恩恵を失うことになると思います。

【委員】 そういった内容が個別的事項で出てこないのであれば、ここに少し書いておいてもいいかと思えます。

【自然環境担当課長】 自然環境による生活環境への恩恵が失われるということ在意図していたので、並列にしてしまうとその意図が少し通じにくくなってしまうのかもしれませんが。

【委員】 「そのため」以降は、どちらかというとも自然環境に関係することだけを書いているので、もし生活環境という言葉を入れるのであれば、どこかに言葉を足したほうがいいかと思えます。

【環境保全部長】 「恩恵が大きく失われる、ひいては生活環境にも影響が及ぶことを認識する必要がある」というような表現はいかがでしょうか。

【委員】 そうですね。それだったらわかりやすいと思えます。

【自然環境担当課長】 つまり「事業の実施に伴い、自然環境による恩恵が大きく失われる」ということでよろしいでしょうか。

【委員】 自然環境の「環境」は要らないのではないですか。

【委員】 「自然」だと余りに言葉の意味が広すぎると思えます。要するに生態系が失われるというような意味合いですよね。恩恵という言葉重視すると「自然環境」というような書き方になるでしょうし、そうでなければ「生態系の機能」というほうが、より直接的な表現になると思えます。

【環境保全部長】 恩恵にこだわる必要はないと思えます。

【委員】 ただ、「生態系サービス」と言うと、それ自体に微妙な意味合いがあるので、私自身は「自然環境」というように広くとらえたほうがいいと思えます。

【委員】 評価書案に記載されているデータを見て、私は非常にびっくりしました。先日の委員会でも申し上げましたが、この地域には信じがたいくらい多くの種類の動植物が存在しています。

一方、兵庫県は全国の都道府県で2番目に生物多様性宣言を採択、公表した県で、今年5月には改定もしました。そこで強うたっているのが、生物多様性の保全の必要性とそれに基づく恩恵の享受です。

そういったことを考慮するならば、最初の「自然豊かな地域において」の部分は、少し回りくどい言い方になるかもしれませんが、「本地域は希少種を含む極めて生物多様性の高い地域において」といった書き方をするほうが自然だと思いますし、その後にくる恩恵ということに関して、詳しくは県の宣言を見てくださいという意味も加わるので、恩恵という言葉にも結びつくのではないかと思います。

【委員】 前に自然という言葉を残しておいたほうが、後の自然環境という言葉につながってくるような気がします。

【事務局】 それでは修正後の文章を読み上げさせていただきます。

「本事業は多くの希少種を含み、高い生物多様性を示すなど、自然豊かな地域において、大規模な森林伐採と地形改変を行うとするものであり、事業の実施に伴い、自然環境の恩恵が大きく失われ、ひいては、生活環境にも大きな影響を生ずることを認識する必要がある。」です。

【議長】 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

【委員】 (2)の「事業区域内の土地を含めて」の「土地」は地面という意味で書いていると思いますが、そもそもパネルを設置している部分も含めて、全て「事業区域内の土地」だと思いますので違和感があります。

【自然環境担当課長】 事業者の説明では、残置森林内にカスミサンショウウオの生息代替池を作るとのことでしたので、そういった場所を想定しています。

【委員】 意図はわかりますが、そもそも全体が事業区域内ですよ。

【環境保全部長】 事業区域内の非改変区域という意味ですね。

【委員】 そうであれば、そういった書き方をしたほうがよいと思います。

【委員】 「自然植生の回復を中心とした緑化の早期実施」とありますが、代償植生を含めてやらないと早期には緑化できないと思います。「自然植生の回復を中心とした」となっていますので、代替植生も含まれていると考えられますが。

【自然環境担当課長】 伐採する前の元の森林を再現することが一番望ましいことだと思いますが、それができないとしても、在来種を中心に緑化してほしいと思います。

【委員】 そうであれば、事業者は放っておけば自然植生に戻ると考えないでしょうか。

【委員】 放置して侵略的在来種の雑草などが繁茂することは、自然植生の回復とは言えません。むしろ最近の傾向を見ると、緑化の専門家と言われる方が緑地回復を行うと、緑の人工物みたいなものができてしまいます。でも、そこには在来種の植物は何も生育していなくて、その分だけ自然が失われてしまう。人の目には緑色だから問題がないように見えますが、それは全く生物多様性保全になっていません。

もちろん、時間がかかりすぎるということは非常に問題になるかもしれませんが、逆に事業者がさっと緑を植えて、これで回復しましたと言ってきたときに、これは自然のものではないと言える部分を残しておいたほうが良いと思います。

放っておいたら自然は回復するのではないかと言ったら、それはとんでもない話です。植生学に携わっている人間に言わせれば、雑草が繁茂してもそれは自然回復ではない、ということがあらゆる角度から批判できます。したがって、「自然植生の回復を中心に」という文言はキーワードとして入れておいたほうが良いと思います。

【自然環境担当課長】 放っておいてもいいじゃないか、という言い分は当然ながら認められません。早期実施というところできちんとした緑化を促していきたいという意図があります。

【委員】 「緑化の早期実施につなげ」を前に持ってきて、「可能な限り原状復旧に努める」としてはどうでしょうか。要は、今の状態がいいわけですから、なるべく原状復旧をしてくださいという書き方にしたらいいのではないのでしょうか。

とにかく、まず緑化してもらわない限りは、土砂崩れなどの心配もあります。ですから、緑化の早期実施に努め、早期に原状復旧を図るといった順番にはどうでしょうか。

【自然環境担当課長】 原状復旧というよりは原状回復でしょうか。

【委員】 評価書案の2-17ページでは、「人為的な影響を強く受けた代償植生で占められており、自然植生に近い常緑林は成立していない」と書かれています。

元々ここは人が使っていた森林で、ほとんど代償植生のような気がしますので、「可能な限り原状回復を図ることが望ましい」というほうが現実的ではないかなと思います。

【環境保全部長】 望ましいだと少し弱い気がします。

【自然環境担当課長】 例えば、「在来植生を中心とした」はどうでしょうか。

【委員】 在来植生とはあまり言いません。やはり、元に戻す以上のことは要求できないわけで、元に戻してくれればなかったことになるので、あまり在来種だけに絞って言うことは逆に言えないと思います。ただ望ましいよりはもう少し強くてもいいかとは思いますが。

【環境保全部長】 それでは「必要がある」にしましょうか。

【議長】 よろしいでしょうか。他になければ次の説明をお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書（案） II意見 1 全般的事項 (3), (4) を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

- 【環境保全部長】 (3)の「事後調査計画」という文言は、事後調査計画書そのものを指してしまおうと思います。この文章の趣旨は、あくまでも事後調査の考え方を整理する必要があるということです、「事後調査の計画」にさせていただいたほうがよいと思います。
- 【委員】 「環境影響が小さいとしているにも関わらず、事後調査項目としては環境影響が考えられる要素として選定しており」という文章がありますが、この表現を読むと、環境影響が小さいのであれば事後調査はしなくていいという考え方なんでしょうか。
- 【自然環境担当課長】 評価書案において、事業者がこのように表現しております。
- 【委員】 環境影響がないというのであれば分かりますが、小さいながらも環境影響があると言っているわけですから、整合していないということは理解できません。
- 【自然環境担当課長】 条例に基づく事後調査は、環境影響が小さいからやらなくてよいという考え方ではありません。
- 【委員】 制度がそうなっているのであれば結構ですが、そういう知識がないままこの文章を読むとよく理解できません。
- 【環境保全部長】 事業者は、環境影響は小さいと評価しているにもかかわらず、環境影響があるから事後調査をしようと言っており、そこは論理的におかしいと思います。あくまでも事後調査は、全く影響がないものを除いて、予測手法の妥当性や予測及び評価の結果を検証するために実施するものです。
- 【委員】 おっしゃることはわかりますが、この表現だと、事後調査項目から外しなさい、と読めてしまいます。
- 【委員】 問題は二つあります。一つは、環境影響の評価の段階では、環境影響が非常に小さいとしているにもかかわらず、事後調査計画では環境影響があるとしている点です。もう一つは、何のために事後調査をするのかという考え方が間違っている点です。この2つのことを指摘しているわけです。
- 【自然環境担当課長】 続けて書いてしまっているのでもわかりにくくなっているかと思います。「条例に基づく事後調査」のところを改行させていただきます。
- 【委員】 「環境影響が小さい」という部分は、供用後の騒音、振動のことを念頭に置いておられるのですか。
- 【自然環境担当課長】 それだけではありません。事業者は全体的にこのような評価をしています。
- 【委員】 次の(4)で事後調査の話が出てきますので、(3)で書いている事後調査の内容をそちらに移すことはできませんか。
- (3)は「環境影響の予測及び評価」というタイトルなので、事後調査のあり方の話が入ってしまうと、混乱してしまうと思います。
- 【環境保全部長】 (3)は評価の話だけでまとめるようにいたします。それでは修正後の文章を説明させていただきます。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書（案）Ⅱ意見 1 全般的事項（3）、（4）の修正案を説明》

【議長】 よろしいですか。ほかに質問がないようでしたら、続きをお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書（案）Ⅱ意見 1 全般的事項（5）、（6）を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
ここの部分はこれでよろしいですか。ご意見がないようですので、次をお願い
します。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書（案）Ⅱ意見 2 個別的事項（1）大気質、（2）騒音・低周波
音、振動を説明》

【議長】 ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
大気質、騒音・低周波音、振動については、これでよろしいですか。ご意見
がないようですので、次をお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書Ⅱ意見 2 個別的事項（3）水質、（4）地盤を説明》

【議長】 ただいまのご説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】（3）イの「事業の実施によって」は、工事完成後も含んでいるのでしょうか。

【自然環境担当課長】 工事完成後も含んでいます。

【議長】 ほかはよろしいですか。ほかにご意見がないようですので、次をお願いいた
します。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価
審査会答申書Ⅱ意見 2 個別的事項（5）植物・動物・生態系のア～ウ
を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問はございますか。

【委員】 アの1行目で、「希少種が事業実施区域外にも存在することから」と書かれ
ていますが、評価書案では周辺地域というような書き方だったと思います。事
業区域の外は全て事業区域外になりますので、ここは「事業実施地域の周辺」、

あるいは「その周辺地域」のような書き方しておく必要があると思います。

【環境保全部長】 その下にも事業実施区域外という表現が出てきますが、こちらも修正したほうがよろしいですか。

【委員】 いや、そこはもっと広い意味なので、そのままでもかまわないと思います。ただ、事業者が周辺の希少種を保全する義務はないですよ。

【環境保全部長】 もちろん義務はないのですが、事業者としてそういう評価をしたのであれば、努力をする必要があると思います。

【委員】 そうであれば、周辺に限らず、それより外の地域で代償措置をやっていたとしても構わないと思います。

【委員】 アの4行目の「少なからず失われる」は、最初書いていることと矛盾するので、「大きく改変される」や「大きく失われる」にすべきだと思います。

【議長】 ほかはよろしいですか。では次をお願いいたします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価審査会答申書（案） II意見 2個別的事項 (5)植物・動物・生態系のエ〜キ を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 キの意見で、獣害が増えるとの懸念があるということが書かれていますが、事業の実施に伴って、野生動物の生息地だけでなく、植物の生育地も失われると思いますので、植物も入れておいたほうが良いと思います。

【委員】 カスミサンショウウオという種は、今年3月に発表された学術論文で、全部で9種に分割されて、今の厳密な定義ではカスミサンショウウオは九州にしかいません。神戸市内を含めて兵庫県内の集団はセトウチサンショウウオという種が当てはめられています。

今までの図書ではカスミサンショウウオと書いているので、読みづらくなって困るかもしれませんが、はっきりと変わってしまっているので、例えば、「カスミサンショウウオ（広義、現セトウチサンショウウオ）」というような注釈を入れてはどうでしょうか。

【環境保全部長】 評価書案にセトウチサンショウウオという単語が一切出てこないのに、突然出てくると混乱しないでしょうか。広義という注釈だけではだめでしょうか。

【委員】 それでもいいと思います。

【委員】 この答申は評価書案に対するものであり、評価書案との整合性のほうが重要だと思いますので、「現時点では分類は変更された」という程度でいいのではないかと思います。

【委員】 分類が決められた時期を入れてはどうでしょうか。

【委員】 論文が出されたのは今年の2月です。

【委員】 具体的な地域名を書いたほうがよいと思います。また、本当にこのものがセトウチサンショウウオであるかどうかということまで検討していないので、客観的に学名が変わりましたと書くほうがよいと思います。

【委員】 そうであれば「兵庫県内瀬戸内海沿岸の旧カスミサンショウウオ集団は2019年2月に分類が変更され、セトウチサンショウウオに分類されている」というような注釈でどうでしょうか。

【環境保全部長】 今後の事後調査においては、当然こちらの表現になるべきだと思います。ただ今の時点では、遺伝子的にどうなのかはわかりません。

【委員】 DNA分析をすれば、すぐに確認することができます。

【環境保全部長】 事業者にそのことを情報提供し、事後調査でDNA分析を実施するかどうかは事業者の判断に委ねたいと思いますがよろしいでしょうか。

【議長】 よろしいでしょうか。それでは次の説明をお願いします。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価審査会答申書（案）Ⅱ意見 2 個別の事項（6）景観（7）地球温暖化・エネルギー（8）微気象変化 を説明》

【議長】 ただいまの説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 事業者は、評価書案において、微気象変化に関する事後調査を実施すると書いているので、（8）の「事後調査において影響の有無を確認し」の部分は、「事後調査によって影響が認められた場合は」のほうがよいのではないのでしょうか。

【議長】 よろしいでしょうか。ほかにないようでしたら、答申書の取りまとめを行いたいと思います。

【自然環境担当課長】 ここまでの修正箇所を確認させていただきます。

《事務局より、（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価審査会答申書（案）の修正箇所 を説明》

【議長】 それでは、この修正内容をもとに、後日私と事務局で細かい表現等を精査し、環境影響評価審査会答申書とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《出席委員の同意》

【議長】 ありがとうございます。それでは、これで審査会答申書とさせていただきます。本日の資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境担当課長】 本日、資料として配付した答申書（案）につきましては、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議検討等情報に該当するため一旦非公開とさせていただきます。後日、正式に審査会答申書が公表された後に公開させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【議長】 ただいま事務局から提案のあった件について、確認をお願いいたします。
本日の審議資料は、事務局からの提案のとおり取り扱いとしてよろしいでしょうか。

《出席委員の同意》

【議長】 ありがとうございます。それでは事務局の提案のとおりとさせていただきます。

本日の審議については、これで終了いたします。今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境担当課長】 今回、ご議論いただきました答申書につきましては、会長の確認をいただいたあと、神戸市に提出いただきたいと思います。その後、答申書を受けまして、作成期限である8月10日までに市長意見書として、事業者に交付したいと思っております。

【議長】 本日はどうもありがとうございました。